

日高町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～7年度

北海道 沙流郡 日高町

目 次

○ 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨 1
- (2) 過疎地域の位置 1

1 基本的な事項

- (1) 日高町の概況 2
 - ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 2
 - イ 過疎の状況 2
 - ウ 社会経済的発展の方向の概要 3
- (2) 人口及び産業の推移と動向 3
 - ア 人口の推移と動向 3
 - イ 産業の推移と動向 6
- (3) 行財政の状況 6
 - ア 行財政の状況 6
 - イ 施設整備水準等の状況 8
- (4) 地域の持続的発展の基本方針 9
 - ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 9
 - イ 産業の振興 9
 - ウ 地域における情報化 10
 - エ 交通施設の整備、交通手段の確保 10
 - オ 生活環境の整備 11
 - カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 11
 - キ 医療の確保 11
 - ク 教育の振興 12
 - ケ 集落の整備 12
 - コ 地域文化の振興等 12
 - サ 再生可能エネルギーの利用の推進 12
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標 12
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 13
- (7) 計画期間 13
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合 13

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 現況と問題点 14
- (2) その対策 14
- (3) 計画 14
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 14

3 産業の振興

- (1) 現況と問題点 15
- (2) その対策 20

(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	22
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	22
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	23
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	38

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点 38

(2) その対策 38

(3) 計画 38

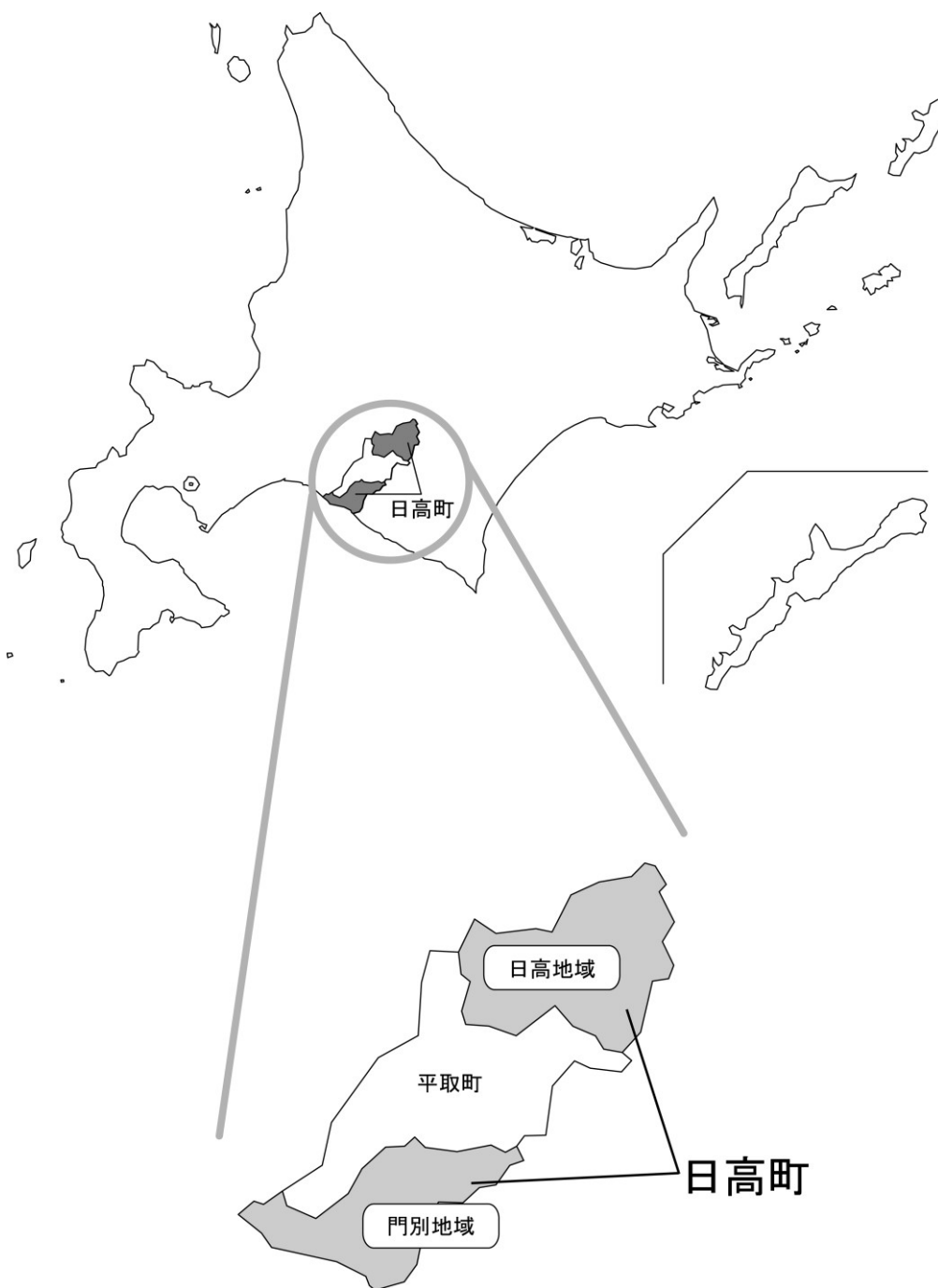
○ 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 39

○ 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の規定により、過疎地域となる当町の振興と発展の指針とするため、日高町総合振興計画及び北海道過疎地域持続的発展方針との整合を図りながら策定するものとする。

(2) 過疎地域の位置



1 基本的な事項

(1) 日高町の概況

日高町は、北海道日高管内の西部に位置し、日高地域のある北東から門別地域のある南西に流れる沙流川の源流から下流にかけて構成され、当町の北東部には、北海道の屋根といわれる日高山脈がそびえ、周囲を大小の山岳が取り巻いている。また、南西部はなだらかな地形をなしており、沙流川、門別川、波恵川、慶能舞川、賀張川、厚別川が太平洋に注いでおり、町域は 992.14 k m²（日高地域 563.65 k m²、門別地域 428.49 k m²）である。

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然

当町の北側に位置する日高地域は、北海道の内陸性気候圏に属しているため寒暖の差が大きく、冬期には 1 m 前後の積雪が見られる。また、南側に位置する門別地域は、太平洋に面した海洋性気候のため、積雪も少なく比較的温暖な気候になっており、海岸沿いはなだらかな起伏が続く地勢を呈している。

② 歴史

・ 日高地域

本地域は、明治 38 年を開基とし、昭和 37 年に町制施行がなされ、「日高町」となった。平成 18 年 3 月 1 日、配置分合により門別町と合併し、「日高町」を設置した。

・ 門別地域

本地域は、明治 5 年を開基とし、昭和 27 年に町制施行がなされ、「門別町」となった。平成 18 年 3 月 1 日、配置分合により日高町と合併し、「日高町」を設置した。

③ 社会・経済

産業構造は、日高地域においては、第三次産業が主な産業となっており、特に小売業及び医療・福祉サービス業多くなっている。門別地域においては第一次産業の比重が高く、その中でも軽種馬生産業の比率が高く、全国でも稀な産業構造となっている。

また、自家用自動車の普及、道東自動車道及び高規格道路日高自動車道の整備により、通学や医療、買物等の日常生活圏は近隣都市圏へ広域化している。

イ 過疎の状況

平成 27 年国勢調査による総人口は、12,378 人（日高地域 1,503 人、門別地域 10,875 人）となっており、昭和 35 年の 24,885 人（日高地域 6,747 人、門別地域 18,138 人）と比較すると、50.2%減少している。

また、若年者比率は 10.2%（1.8%減）で人口に占める割合が減少傾向にあり、高齢者比率は 32.0%（3.7%増）で総人口、若年者人口が減少している中であって大きく増加しており、少子高齢化が進んでいる。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である第一次産業の低迷、雇用に大きく結びつく地場産業が少なく、また、若年層を中心とする都市部への流出に歯止めがかからないことが大きな

要因といえる。

これまでの過疎地域対策は、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき国の支援を受けながら、計画的に観光・林産業・農業などの振興策や市街地基盤整備や下水道整備を始めとする生活環境施設等の整備に努め、地域の活性化及び自立促進等を図ってきたところである。

しかし、経済社会情勢の変化による地元雇用の減少による若年層の流出や出生数の減少により依然として人口減少が続いている。

このため、今後も引き続き基幹産業の振興はじめ、企業の誘致や生活環境基盤の整備、移住定住対策、近隣市町村と連携しながら地域の特色ある資源、優位性を活かした魅力ある産業づくりを進める必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

幹線道路の整備や自家用乗用車の普及による利便性の向上により、通勤、通学、通院や買物など、住民の日常生活圏は拡大しているが、今後、更なる高齢化社会の到来が予想されるため、地域住民の公共交通手段の確保が課題となっている。また、日高山脈や軽種馬など地域の特徴ある資源を活かした観光事業を推進し、地域の活性化を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による人口は昭和 35 年の 24,885 人がピークで、その後減少を続け、平成 27 年では 12,378 人となり、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間の減少率は 50.2%となっている。

近年 10 年間の推移を見ても平成 17 年から平成 27 年の間で 16.0%の減少となっており、今後も減少傾向は続くと思込まれる。

世帯数については、昭和 35 年の 4,833 世帯から増加を続け、平成 7 年をピークに減少傾向にあり、平成 27 年では 5,781 世帯となり、55 年間で 19.6%増加している。これは核家族化や若年層の流出などによって 1 世帯の平均世帯人員が減少していることを示している。昭和 35 年では 5.1 人であったのに対し、平成 27 年には 2.1 人にまで減少しており、高齢者の単身世帯の増加が懸念される。

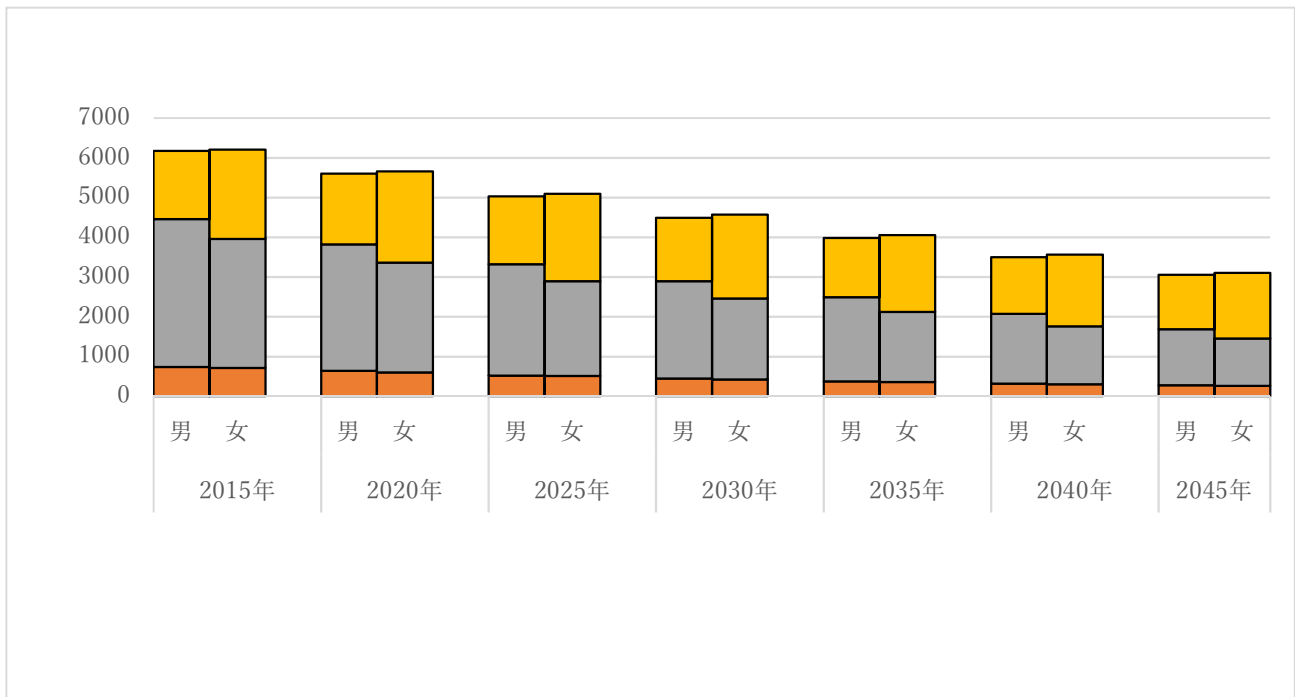
年齢階層別人口は、15～29 歳の若年者の人口比率が 10.2%と著しく低下しているのに対し、65 歳以上の人口比率が 32.0%と高くなっていることから、急速に少子高齢化が進んでいることを示している。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人、%)

	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	24,885	19,052	△ 23.4	16,976	△10.9	14,730	△13.2	12,378	△16.0
0~14 歳	8,689	4,858	△ 44.1	3,261	△32.9	1,873	△42.6	1,456	△22.3
15 歳~64 歳	15,190	12,727	△ 16.2	11,277	△11.4	9,249	△18.0	6,961	△24.7
うち 15~29 歳(a)	6,809	4,198	△ 38.3	2,861	△31.8	2,311	△19.2	1,258	△45.6
65 歳以上(b)	1,006	1,467	45.8	2,438	66.2	3,608	48.0	3,961	9.8
(a)/総数 若年者比率	27.4	22.0	-	16.9	-	15.7	-	10.2	-
(b)/総数 高齢者比率	4.0	7.7	-	14.4	-	24.5	-	32.0	-

表 1-1 (2) 人口の見通し (国立社会保障・人口問題研究所)



(単位：人)

	2015		2020		2025		2030		2035		2040		2045	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
14歳以下	738	718	641	605	519	510	447	423	376	356	323	306	278	264
15～64歳	3,721	3,240	3,182	2,761	2,801	2,383	2,446	2,036	2,120	1,770	1,752	1,451	1,408	1,189
65歳以上	1,715	2,246	1,779	2,289	1,713	2,205	1,594	2,110	1,490	1,933	1,429	1,811	1,373	1,653
総数	6,174	6,204	5,602	5,655	5,033	5,098	4,487	4,569	3,986	4,059	3,504	3,568	3,059	3,106
	12,378		11,257		10,131		9,056		8,045		7,072		6,165	

なお、日高町創生総合戦略での人口ビジョンでは、次の表のとおり目標人口を設定している。

2040年	2060年
10,100人 (社人研推計より22%増を想定)	9,100人 (社人研推計より68%増を想定)

イ 産業の推移と動向

平成 27 年国勢調査による産業別就業人口比率は、第一次産業 29.8%、第二次産業 13.2%、第三次産業 57.0%で、第三次産業の比率が高い就業構造となっている。なかでもサービス業については 30.8%となっており、高い比率を占めている。

第一次産業の就業人口比率は、昭和 35 年以降減少傾向が続き、平成 2 年以降横這いの状況であったが、平成 27 年では 29.8%と減少した。第二次産業の就業者人口比率は平成 12 年まで横這いであったが、平成 12 年以降減少傾向にあり、平成 27 年には 13.2%となっている。また、第三次産業については昭和 35 年以降、増加傾向にあり、総人口の 2 分の 1 以上を占めている。

今後、就業者人口の減少に歯止めをかけるため、基幹産業である農業・漁業の振興や新たな企業の誘致、観光事業の推進、移住定住の促進、各産業間の連携等推進していかなければならない。

表 1-1 (3) 産業別人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	12,080	9,138	△ 24.4	8,984	△1.7	7,875	△ 12.3	6,591	△16.3
第一次産業 就業人口比率	48.4	36.4	—	31.9	—	31.1	—	29.8	—
第二次産業 就業人口比率	28.3	24.0	—	20.6	—	15.7	—	13.2	—
第三次産業 就業人口比率	23.4	39.4	—	47.5	—	53.1	—	57.0	—

※比率は四捨五入の関係で 100%とならない場合がある。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

令和元年度の歳入総額は 105 億 154 万 9 千円となっており、その多くは地方交付税や補助金等の国等に依存した収入となっている。今日、社会・経済情勢が不安定であることから、財政構造の転換を図り、国からの収入の減少には自主財源である地方税・使用料等で補てん出来るよう収納対策等の強化により、財政の自主的・健全性を維持するため、行財政改革に取り組んでいる。

歳出では、令和元年度の普通建設事業費は類似団体の約 75%程度となっているが、地方債現在高については約 1.5 倍と平成 27 年度以降は高い数値となっている状況である。毎年度の公債費についても未だに多額であり、過去の災害復旧事業が財政状況を圧迫している。令和元年度決算数値は、財政運営の硬直性を示す経常収支比率は 98.5%、借金の割合を示す公債費負担比率は 17.6%となっており未だ危機的な状況である。

合併後、行政改革大綱に基づく職員数の純減を図る取り組みや財政健全化計画・公営企業経営健全化に基づく普通建設事業費の抑制と補償金免除繰上償還の実施、義務的経費の人件費及び公債費、普通建設事業費や公営企業繰出金等の投資的経費についても圧縮するなど、行財政改革に取り組む、少しずつ健全化傾向へ向かっているが、今後も新たな行政課題や住民ニーズに対応し、地域づくりのための各種事務事業を計画的に実施するとともに、効率的な行政組織の確立や行政サービスの維持・向上と健全かつ安定的な財政運営に努める必要がある。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	10,323,035	10,909,684	10,501,549
一般財源	7,699,235	7,671,164	7,949,322
国庫支出金	2,381,216	661,318	1,159,222
都道府県支出金	566,122	434,094	419,694
地方債	1,148,600	1,743,477	810,790
うち過疎対策事業債	17,000	179,500	198,900
その他	563,124	399,631	162,521
歳出総額 B	11,033,315	10,737,361	10,181,839
義務的経費	4,395,576	3,787,271	3,875,408
投資的経費	3,886,115	1,261,176	1,482,292
うち普通建設事業	2,472,696	1,252,032	1,059,345
その他	3,923,384	5,688,914	4,824,139
過疎対策事業費	39,861	293,915	476,547
歳入歳出差引額 C (A - B)	289,720	172,323	319,710
翌年度へ繰越すべき財源 D	58,879	18,478	633
実質収支 C - D	230,841	153,845	319,077
財政力指数	0.263	0.245	0.268
公債費負担比率	22.4	15.6	17.6
実質公債費比率	16.2	9.4	10.1
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	86.6	92.0	98.5
将来負担比率	96.6	63.6	71.7
地方債現在高	13,394,722	13,487,703	14,354,324

イ 施設整備水準等の状況

① 道路

道路は、住民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であるため、これまで主要な事業として位置付け、計画的に整備を進めており、令和元年度末の改良率は79.1%で、舗装率は69.9%となっている。

② 水道・下水道

日高地域においては簡易水道、また、門別地域においては上水道による計画的な整備が進められ、令和元年度末の水道普及率は98.7%まで向上し、安心、安全な飲料水の供給が着実に進んでいる。

下水道については、日高地域は平成7年、門別地域は昭和63年から供用開始され、現在も計画的な維持・管理を行っている。

③ 病院・診療所（歯科を含む）

日高地域には町立診療所及び民間診療所があり、門別地域には町立病院1カ所、町立診療所1カ所、民間医院及び診療所7カ所となっている。

④ 小中学校

日高地域は、小学校1校、中学校1校、門別地域は、小学校3校、中学校3校となっており、これまでに大規模改修や耐震改修等を実施し、適正な維持管理に努めてきたが、築40年を経過する施設が過半を占め、老朽化が顕著な施設が複数見受けられる状況となっている。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況(公共施設状況調)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	43.0	57.5	69.2	74.9	79.1
舗 装 率 (%)	21.9	43.0	57.3	65.1	69.9
農 道					
延 長 (m)	39,856	39,856	13,163	15,228	4,251
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	6.1	5.6	1.8	-	-
林 道					
延 長 (m)	140,737	191,510	22,654	28,269	30,729
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.6	0.4	0.3	-	-
水 道 普 及 率 (%)	76.6	80.9	91.4	96.1	98.7
水 洗 化 率 (%)	11.8	23.6	66.4	67.7	67.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	7.4	7.1	7.5	7.2	3.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷による地域産業を支える担い手不足など、数多くの課題を抱えている。一方で日本有数の飼養頭数を誇る軽種馬生産業が盛んであり、日高山脈や沙流川、太平洋といった豊かな自然環境に恵まれ、地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めている。高速道路、高規格道路等の道路網の整備により、新鮮で安心安全な農水産物の出荷が可能となったとともに、豊かな自然環境を活かした広域的な観光事業などを推進し、観光客の増加を図り、地域の活性化につなげる。

当町は、町域の約 80%を森林が占めている。森林は、林業を支える貴重な資源であるとともに、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止や水源の涵養、自然環境の保全などにつながるため、伐採、植林、保育を繰り返し行うことにより健全な森林が維持されることは持続可能な地域社会形成への役割として期待されるものである。

これまでの過疎計画等に基づく施策により、生活道路や下水道施設などインフラ基盤や消防施設等が整備され、町民の生活環境の向上が図られているとともに、観光施設等の整備により、地域の活性化が図られている。今後の過疎地域対策についても、日高町総合振興計画における将来像及び基本方針を共通の柱とし、「いきいきと働き、学び、安心と笑顔で暮らせるまち」の実現に努める。

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

日高山脈や沙流川などの自然環境や門別競馬場など観光資源を活用した観光メニューの開発、体育施設を活用した合宿誘致に取り組んでいる。交流人口の増加は、地域経済の活性化はもとより、地域の活性化に必要な要素であるとともに、日高町をPRすることができる機会でもあるため、積極的な情報提供や受入体制の整備を推進する。また、人口の減少抑制のため、移住・定住者の受入体制の整備を進めるとともにワーケーション事業についての検討を進める。

イ 産業の振興

① 農林水産業の振興

生産規模拡大と生産農家の経営安定化を図るため、振興作物の生産・出荷体制を推進する。軟白長ねぎ、トマトやピーマンなどの施設野菜の導入・奨励を推進しており、複合経営による生産性の向上及び経営の安定化を図る。

畜産業については、農作業受託組織や混合飼料などの協業化・法人化を推進し、経営の安定化を図るとともに、肉用牛飼養農家への繁殖素牛の導入支援や繁殖雌牛の定着化の推進、技術指導や肥育の推進により、日高和牛のブランド化を推進する。

軽種馬生産については、国際化に対応した強い馬づくりのため、軽種馬生産農家や育成農家との協業化や法人化により、施設の整備や優良繁殖牝馬導入などの支援、施設園芸作物や肉用牛との複合経営による経営の安定化を推進する。

林業については、民有林の造林や除間伐などの森林整備への支援措置を行うとともに、災害に強い森づくりの推進、町有林の健全な森林の育成と管理に努める。

水産業については、水産資源の放流事業を実施し、水産資源の維持・増大に努め、ヒトデの駆除や漂砂対策の実施により、安定的で安全な漁業を推進する。

後継者対策として、交流会や農業体験等を実施し、結婚機会づくりを支援する。また、新規就農者等に対する経済的支援を行い、第一次産業の活性化及び経営の安定を図る。

② 地場産業・商工業の振興

まちづくりの原動力として、地域経済の活性化を推進する商工会の組織強化を支援し、中小企業の育成振興及び経営の近代化を推進するとともに、道の駅及び商業複合施設の適切な運営、魅力ある商店街の形成など、商業の活性化を図る。

観光イベントや競馬場での積極的なPR活動を行うとともに、産業間の連携により、地場産品を活用した新たな特産品の開発に努め、商業の活性化を図る。

事業所の新設や移設、増設への支援を行うとともに、パンフレットやホームページ等を活用し、地理特性や交通の優位性など企業立地への必要な情報提供により、新たな企業の誘致を推進する。

③ 観光業の振興

日高山脈や沙流川、牧場風景、太平洋などの自然環境とスキー場、市民農園、民間観光施設といった観光資源を活用した体験型観光メニューの作成や観光ルートの構築など、「日高地域振興ビジョン」に基づく観光事業を推進する。また、門別競馬場を活用した新たな観光ルートの構築や日高地域の観光拠点となる、ひだか高原荘の計画的な改修及びキャンプ場施設の整備などの受入体制の充実により、観光客の誘致を図る。

また、現在活用されていない既存施設の見直しを行い、観光施設への再活用に取り組む。

ウ 地域における情報化

門別地域の山間部及び日高地域が難視聴区域であり、平成23年7月のデジタル放送移行にともない施設等の整備を進め、難視聴の区域の解消に努めてきたが、情報技術の進歩により、光ケーブル化が進み、更なる情報通信ネットワーク構築のため共同受信施設の光ケーブル化を図り維持管理を行う。また、地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な、携帯電話サービスエリアの拡大に向け、不感エリアの解消に努め、超高速ブロードバンド基盤の100%整備に向け、関係機関と連携しサービスエリア拡大に努める。

エ 交通施設の整備、交通手段の確保

① 交通施設の整備

民間バス、町営バスは学生や高齢者などの交通弱者にとって日常生活には欠かせない移動手段である。利用実績や沿線住民等からの要望を取り入れ、助成のあり方などを総合的に考慮し、少子高齢化の進展や社会構造の変化などに対応するため、温泉バス及びスクールバス等を含めた総合的な運行計画など需要に対応した利便性の高い新たな交通体系への転換を図る。また、更なる効率化に向け温泉バス、スクールバスの混乗化及び町営バスとの一元化に向けた取り組みを展開する。

② 道路の整備

高規格道路日高自動車道、一般国道及び道道については、市街地交差点の改良や歩道の整備、冬期間の維持管理等の安全対策を促進する。

地域の生活道路となっている町道網の維持・充実のため、計画的に整備を進める。また、町

民の市街地及び公共施設へのアクセス機能の役割を担っている道路の路面・排水施設等の維持管理に努め、歩行者・通行者の安全確保と公共施設へのアクセス強化を図る。

オ 生活環境の整備

上水道・簡易水道施設の計画的な整備を進め、安全で良質な水の安定供給に努める。また、下水道施設の計画的な整備により、生活環境の向上を図るとともに公共水域の水質保全に努める。

資源の再利用などを推進し、ごみの排出量の削減に努めるとともに、平取町外2町衛生施設組合により適切なごみ処理に努める。

消防自動車や高規格救急車、水槽付きポンプ車等を計画的に更新・整備を進め、様々な災害に対応できるよう消防体制の強化を図る。

快適な生活環境を確保するため、公営住宅の計画的な維持・更新を進めるとともに、民間住宅への耐震化や住宅リフォーム補助、定住を促すための宅地の供給など、住環境の整備に努める。

カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

少子高齢化社会の到来や核家族化の進展など、社会情勢の大きな変化に伴う多様なニーズに対し、保健・医療・福祉サービスの一層の充実・連携を図り、乳幼児・高齢者・障害者などすべての住民が安心して健やかに住み続けられるまちづくりをめざす。日高町子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな事業を実施し、妊娠前期から子育て期までの保護者等に対応している。令和3年3月に高齢者の保健福祉並びに介護保険事業の方向性を示す「日高町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画」を策定したところであり、地域包括支援センターなどを中心に、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる体制を整えるとともに家族や介護者の負担軽減を図る。

また、保健事業や地域支援事業などの介護予防の実施、老人クラブや高齢者事業団の活動支援、敬老会の開催など、地域社会への参画の推進、高齢者福祉サービスの実施により、高齢者の自立支援を推進する。

キ 医療の確保

町民が地域で安心して暮らし続けられるよう、訪問診療など地域における持続可能な医療体制を整備する。町立国保病院・診療所においては、経営の健全化に取り組むとともに、経営状況や病院を取り巻く環境の変化の的確な把握、適時適切な医療サービスの提供、各医療機関との連携強化による24時間救急医療体制の確保、医科大学や北海道地域医療振興財団等による医師や看護師などの確保・定着化により、信頼される病院・診療所づくりに努める。

また、日高歯科診療所の運営経費支援や診療所施設の維持・充実に努め、地域に根ざした歯科診療所の運営に努める。

ク 教育の振興

学校施設の改築事業及び大規模改修事業、教育用パソコン等、学校施設の安全確保及び学校機能の充実を図る。また、平成 25 年から始まった学校給食の完全実施により、食育の推進やふるさと学習の推進など、ハード・ソフト両面にわたり学校教育の充実を図る。

公民館や町民センター、図書館、郷土資料館、日高山脈博物館等の社会教育関連施設の計画的な整備に努めるとともに、社会教育関連団体の育成、図書館資料の提供など、生涯学習基盤の整備を推進する。また、産業学習事業の充実により、幅広い分野で活躍できる人材育成を推進する。

文化財では天然記念物「沙流川源流原始林」、国指定史跡「アッペツチャシ跡」、道指定史跡「門別富仁家墳墓群」、埋蔵文化財 132 ヲ所の他に、平成 26・27 年に新たに登録有形文化財として「飯田家住宅座敷棟・飯田家住宅主屋」が指定された。これら文化財は地域の貴重な財産であり、より一層の保護・保存に努める必要がある。

健康づくりや生きがいなど、いきいき・はつらつとした町民の生活を支援するため、生涯スポーツの振興を図る。また、スポーツ施設の計画的な整備、有効活用を図るとともに、団体や指導者の育成を図り、スポーツ活動の活発化を図る。

文化協会主催事業や各地域文化祭の開催への支援を行うとともに、文化関係団体との連携により、団体活動の充実と交流の促進を図る。また、芸術文化の体験活動を促すとともに鑑賞機会を提供し、技術の向上や意識の高揚を図り、芸術文化に対する関心の向上に努める。

ケ 集落の整備

コミュニティ活動の推進が重要な要素となるため、地域の枠を越えた交流機会の拡大や住民の自主活動の場の提供、行政情報の積極的な公開や説明を行うことにより、行政と住民の協働によるまちづくりを推進する。

コ 地域文化の振興等

多くの地域文化の振興に繋げるため、行政や文化団体等が連携を一層深め、美術や音楽、演劇、舞踊などの創作・発表活動への支援や発表の場の提供など、文化活動への参加機会の充実を図るとともに、展覧会や公演等に接する機会の拡充や文化施設及び文化事業に関する情報の積極的な提供、豊かな自然環境を未来に引き継ぐための学習機会の充実や提供を推進する。

サ 再生可能エネルギーの利用の推進

住宅用太陽光発電システム設置に対し助成することで、再生可能エネルギーの利用推進を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

町全体の人口としては、平成 27 年国勢調査において、前回調査比△9.1%であったことから、若者の移住を促進する対策を主に、同程度の減少率に抑制することを目標とする。また、合計特殊出生率については平成 25～29 年平均値で 1.61%と北海道内でも高い水準にあることから、若者世代の移住促進、子育て環境の充実を図り、同水準を維持することを目標とする。社会増減については年間△90 人を目標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度末時点の達成状況の評価については、関係部署の職員で構成する評価検討会議において行い、必要に応じ外部有識者の招聘及び議会への報告を行う。

(7) 計画期間

計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

日高町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、次の点について、過疎計画との整合性を図り事業を実施する。

① 建物

将来の人口動向を踏まえ、公共施設の統廃合、規模縮小について継続的に検討・実施を進めるとともに、点検・保守・修繕を計画的にきめ細かく行い、公共施設などを健康な状況に保ち、更に定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより長期使用を図る。

また、地域コミュニティ維持に向けて、人口減少や少子高齢化などによる需要の変化に対応するとともに、地域バランスを考慮しながら、公共施設や町民サービスの規模を適正化し、将来のまちづくりに即した施設配置を進める。

② インフラ

個別に定める長寿命化計画や点検結果などに従い、維持管理、修繕、更新、取り壊しを進める。単純な新設などへの投資はできるだけ抑え、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先し、計画的に改修を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

少子化の進行や若年層の人口流出により急速な高齢化が進み、需要の縮小、購買力の低下などが予想され、地域の活力が著しく低下することが懸念される。

このため、移住・定住対策として日高地域では平成 17 年度以降、生活体験モデルハウスを整備し、生活体験事業や見学会などを実施、門別地域では平成 22 年度から移住・定住者向けの宅地造成（24 区画）を行っている。移住・定住希望者への積極的な情報提供が必要となっている。

また、関係人口増加のため、地域の特色を生かしたワーケーション事業などについても検討していく必要がある。

地域おこし協力隊については、門別地域では農業支援員、日高地域では地域づくり支援員として、地域の担い手となるべく活動しているが、必ずしも定住に結びつくわけではないため、個々への支援を充実するとともに、協働して地域の活性化につなげる。

農業分野において、担い手に対する支援、労働環境の改善、新規就農者への支援、農業後継者の確保が求められている。

(2) その対策

- ① 移住・定住対策の推進（生活体験モデルハウスの整備）
- ② 地域おこし協力隊の受入れ
- ③ 北海道就農計画に認定された新規就農者に対する支援

(3) 計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住			
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	日高地域移住促進事業 生活体験モデルハウス整備	町	
		新規就農促進対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農地取得や機械整備、家畜購入など農業経営費等の助成により、新規就農者を確保し、地域農業の活性化を図ることができる。	町	
		後継者対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農業体験、農業青年交流会等の開催費を助成することにより、農業後継者不足の解消を図ることができる。	協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【行政系施設の方針】

- ① 基本的に現状を維持するが、老朽化の進んでいる施設については、統廃合を検討する。
- ② 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本として、利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基にした維持管理を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

水稲は農業の中心的作物となっているが、生産調整により飼料作物や施設野菜への転作が増加傾向にある。当町では複合経営による農業経営の安定化を図るため、地域振興作物の導入・奨励を推進しており、軟白長ネギ・アスパラガス・トマト・ピーマン等の施設野菜が増えている。

酪農については、高齢化や後継者不足から酪農家戸数は減少している。現状、飼料生産作業等による労働負担が大きく、経営規模を拡大する余力がないことから機械導入等の施設整備や作業委託法人等の活用による分業化を促進し、生乳生産量の維持拡大に努める必要がある。また肉牛においては、平成 17 年度から優良な繁殖素牛の導入、平成 23 年度からは優良繁殖雌牛の定着化を推進し資質の改良に努め、平成 26 年に 9 億 1 千万円であった肉用牛の農業産出額は、平成 30 年には 11 億 8 千万円となり、4 年間で 2 億 7 千万円増加している。

軽種馬産業は当町の基幹産業であり、J R A ほか各地方競馬で多くの生産馬が活躍している。近年、軽種馬市場では販売価格・売却率が上昇傾向で推移し、馬券売上についてもインターネット投票の浸透により増加している。このような状況下、当町においては生産頭数が多少増加傾向で推移しているが、飼養農家戸数については減少傾向である。より一層の経営安定を図るため、関係団体と連携し、労働力の確保・育成や生産基盤の整備、繁殖牝馬の導入等の課題解決に努めていく。平成 26 年に 2,800 頭であった飼養頭数は、令和元年には 3,225 頭にまで増加したが、飼養戸数については 10 年間で 52 戸減少しており、令和元年には 157 戸となっている。

ホッカイドウ競馬においては、平成 3 年度の 8 億 2 千万円の黒字をピークに平成 4 年度以降、毎年度赤字が続いていたが、平成 19 年には平成 22 年度までに赤字脱却を図るビジョンが示され、平成 21 年度から門別競馬場を本場としてナイター競馬が開催されている。近年はインターネット投票による発売が大きく増加しており、平成 25 年度からは継続して単年度収支が黒字となっているほか、J R A や他場開催分の販売も収益につながっている。ホッカイドウ競馬の本場所在地として、各関係町や農協、道内軽種馬農協、馬主会と一層の連携を図りながら、北海道と一体となってホッカイドウ競馬の活性化に努めていく必要がある。

農業全般において、農作物の生産性の向上や品質の確保、販路の拡大及び流通体系の確立、担い手に対する支援の集中化・重点化、酪農・畜産業では、経営安定を図るための協業化・法人化や糞尿処理の適正化、労働環境の改善、新規就農者への支援、農業後継者の確保が求められている。

○農家戸数の推移

(単位：戸)

区分	総農家数	専 業 別		
		専 業	第1種兼業	第2種兼業
平成22年	410	261	69	36
平成27年	366	221	78	32
令和2年	313	-	-	-

資料：農林業センサス

○認定農業者の推移

(単位：人)

項 目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認 定 農 業 者	261	264	259	264	266	246	243
うち法人	59	62	62	70	71	70	68

○主な作物別作付面積の推移

(単位：ha)

調査年	種類別作付面積									
	収穫 面積計	水 稲	ば い し よ	主な振興作物						
				野菜類 小計	軟 白 長 ネ ギ	ト ト	ピ ー マン	ア ス パ ラ	しい た け	いち ご
平成27年	422.5	356	31	35.5	8.3	12.9	5.0	8.0	0.1	1.2
平成28年	397.5	352	16	29.5	7.7	12.0	5.0	3.5	0.1	1.2
平成29年	396.8	346	18	32.8	7.6	11.6	9.1	3.3	0.1	1.1
平成30年	407.1	346	28	33.1	7.6	11.6	9.7	3.1	-	1.1
令和元年	403.6	346	29	28.6	5.7	11.7	6.4	3.5	-	1.3

資料：作付状況調査等

○家畜飼養頭数の推移

(単位：戸、頭)

調査年	乳用牛		肉用牛		軽種馬		豚		めん羊	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数
平成27年	60	4,347	48	3,583	158	2,783	3	2,005	3	304
平成28年	59	4,244	48	4,274	157	2,858	3	3,199	3	225
平成29年	62	4,478	49	3,854	160	3,053	3	3,164	4	264
平成30年	61	4,347	46	3,774	159	3,151	2	950	4	264
令和元年	62	4,349	49	4,057	157	3,225	3	853	5	275
令和2年	56	4,334	46	3,623	154	3,203	2	687	5	243

資料：肉畜等調査等(軽種馬については日高軽種馬農協業務成績資料)

イ 林業

当町の森林は、町域の約 80%（約 800k m²）を占め、沙流川源流原始林など、貴重な森林資源を有している。森林は、林業を支える貴重な資源であるとともに、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止、水源の涵養、災害の防止、自然環境の保全、観光資源など多面的な機能を備えている。

近年の木材価格の低迷や外国産材の輸入増加、山村地域の過疎化及び高齢化などの社会情勢の変化に伴い、森林整備の意欲の低下や不在地主の増加により、森林の荒廃が進んでいるため、各種補助事業により、民有林及び町有林の造林などに努めている。

今後も新たな森林整備推進事業を実施し、民有林の森林整備に対する支援や町有林の育成を継続的に行い、森林機能の活性化や森林資源の充実を図るとともに、事業を展開するための担い手の確保・育成が必要となっている。

○森林面積の状況

(単位：ha)

国 有 林	町 有 林	私 有 林	計
59,974	5,932	14,912	80,818

資料：令和元年度北海道林業統計

ウ 水産業

当町の水産業は沿岸漁業を主としており、昆布、さけ、ます、カレイ、ホッケ、シシヤモ、タコ、ツブなど、四季折々の漁獲がある。水産資源は無尽蔵ではなく、安定した供給のためには水産資源と漁場の適正な管理が必要であることから、マツカワ、さけ・ます、シシヤモの稚魚放流やホッキ稚貝放流などを実施し、獲る漁業からつくり育てる栽培漁業・資源管理漁業への転換を推進しており、地域の特産であるシシヤモの漁獲は、平成 19 年に 61t、69,310 千円であったが、近年は温暖化等の影響もあり、平成 25 年では 15t、37,798 千円となり、令和元年度は 25t、42,265 千円となっている。また、日高地域ではヤマメ等の養殖業が行われ、ヤマメを使った特産品の開発が行われており、地域特産物として定着している。

近年は食品衛生対策等の向上やHACCP対応、消費者ニーズに伴う安全・安心な水産物の供給が求められていることから、滅菌海水及びフローアイスの導入、製氷貯氷施設の整備、保冷運搬車の導入を進め、高鮮度保持による付加価値の向上に努めてきた。しかし、近年の異常気象や災害による水産資源の減少、漂砂の堆積、漁業就業者の減少と高齢化等による担い手不足など、漁業経営の安全・安定が大きな課題となっている。今後は、加工品の開発による一層の付加価値の向上や観光業との連携による販路拡大等の取り組みを進める必要がある。

○漁獲量と漁獲高の推移

(単位：t、千円)

平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
2,121	943,031	2,832	1,143,983	2,347	1,083,227	2,801	1,170,419
平成 30 年		令和元年					
数量	金額	数量	金額				
2,326	1,024,766	2,296	803,400				

資料：水産現勢

エ 商業

日高地域においては、国道 274 号線の拡幅や商業複合施設等の整備により、道路交通の拠点となったことによる交通量の増加に伴い町外からの流入が見られ、テナント及び周辺店舗に好影響を与えたものの、道東自動車道占冠 IC の供用開始に伴い、日高地域の通行車両が激減し、地元商店街に大きな打撃を与えている。また、門別地域においては、高規格道路日高自動車道が日高厚賀 IC まで延長されたことによる通過型車両の減少、移動時間の短縮による消費者の行動範囲の拡大に伴う、購買力の流出により、既存商店にとって大きな問題となっている。

今後、道東自動車道及び高規格道路の延長により、通過車両のさらなる減少が予想され、購買力の低下が懸念されることから、地場製品の販売や飲食メニュー等の開発による他地域との差別化や魅力ある商店街の形成、観光事業や移住・定住対策事業との連携などの取り組みが必要となっている。

○商業の状況

(単位：件、人、万円)

調査年	卸売業			小売業		
	商店数	従業員数	年間販売額	商店数	従業員数	年間販売額
平成 9 年	24	110	347,572	197	1,019	2,158,120
平成 11 年	25	116	382,213	187	1,017	1,779,316
平成 14 年	18	93	337,600	179	1,045	2,050,936
平成 16 年	24	94	260,700	168	908	1,844,300
平成 19 年	20	75	256,700	152	863	1,739,800
平成 24 年	17	84	237,000	111	626	1,108,600
平成 26 年	22	108	326,600	113	634	1,314,900
平成 28 年	27	124	500,900	119	658	1,405,000

資料：商業統計調査

オ 鉱工業

当町には水産加工、土石製品製造、木材加工、乳製品加工などがあり、町内における貴重な雇用の場となっているとともに、地域経済を支える主要な産業となっている。景気の低迷により、事業所数及び従業者数が減少し、製造品出荷額も減少傾向にある。

今後も雇用の場を守るため地場製品の付加価値向上に向けた加工業の育成強化に努めるとともに、人口の流出に歯止めをかけるためには、新たな雇用の場が必要であることから、企業の誘致に向け積極的な働きかけを推進していく必要がある。

○鉱工業の状況

(単位：件、人、万円)

調査年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成 24 年	15	345	1,373,317
平成 25 年	13	274	1,225,952
平成 26 年	14	286	1,298,024
平成 27 年	13	238	1,301,649
平成 28 年	15	275	1,359,844
平成 29 年	13	254	1,196,782
平成 30 年	13	254	1,202,551

資料：工業統計調査

カ 観光業

日高山脈や沙流川、牧場風景、太平洋など、豊かな自然を有する当町は、観光パンフレットやホームページ、SNSによる観光情報の発信に努めるとともに、馬や登山、スキー、ラフティング、溪流・海での釣りなど、自然に親しむ観光事業を推進している。特に、日高山脈への登山ルートとして絶好の位置にあり、毎年多くの登山愛好家が訪れている。また、日高国際スキー場は、冬期間の観光客を誘客するうえで重要な施設であるとともに、地域の雇用の場としても必要不可欠な施設である。

国道 274 号線の拡幅や商業複合施設等が整備された平成 13 年度には、観光入込客数が 100 万人を突破したが、民間観光施設の閉鎖等により、平成 20 年度には 63 万 7 千人、平成 25 年度には 44 万 7 千人、令和元年度には 41 万 6 千人と減少している。

日高地域では、平成 19 年度に「日高地区観光再開発ビジョン」を策定し、「観る」「体験する」「滞在する」を基本に、恵まれた自然環境や地域資源、日高国際スキー場やキャンプ場、温泉施設などの既存施設を活用した観光事業を推進しており、平成 23 年度からの第 2 期では、日高地域資源を「ひだから（日高の宝）」として活用した地域の活性化に取り組み、平成 27 年度にはそれをさらに進展させるべく 10 ヶ年計画となる「日高地域振興ビジョン」を策定し、地域団体や企業、住民との連携・共同による道の駅機能の強化や情報発信強化、テレワーク環境等の基盤整備のほか、農水産物の付加価値化などによる一次産業の活性化や食品観光業の推進、起業支援、人材育成などの産業の育成を推進している。

また、平成 21 年度から門別競馬場においてホッカイドウ競馬が開催されており、門別競馬場を核とした観光ルートの開発やアジア圏への PR 等を実施している。

このほか、ひだか樹魂まつり、門別ししゃも祭りが地域に根付いたイベントとして開催されている。また、むかわ町・平取町と連携し、一つのエリアとして広域的な観光振興事業も取り組んでおり、地域課題や観光客のニーズを洗い出し、観光行政の方向性を見いだすための事業を実施している。

今後についても、当町の観光資源を活用した観光事業を推進し、交流人口の拡大により地域の活性化を図る必要がある。

○観光客入込み客数の推移

(単位：千人、%)

区分	入込総数	日帰客	宿泊客	日帰客率	宿泊客率
平成 22 年度	392.6	354.0	38.6	90.2	9.8
平成 23 年度	479.5	442.7	36.8	92.3	7.7
平成 24 年度	454.3	415.9	38.4	91.5	8.5
平成 25 年度	447.0	411.5	35.5	92.1	7.9
平成 26 年度	436.3	398.1	38.2	91.2	8.8
平成 27 年度	401.5	366.0	35.5	91.2	8.8
平成 28 年度	364.2	327.9	36.3	90.0	10.0
平成 29 年度	367.6	330.2	37.4	89.8	10.2
平成 30 年度	426.6	390.8	35.8	91.6	8.4
令和元年度	416.4	380.7	35.7	91.4	8.6

資料：観光入込客数調査

(2) その対策

ア 農業

- ① 水稲・野菜等の推進
- ② 酪農・畜産の推進
- ③ 農業生産基盤の整備
- ④ 農業体験や交流会等を開催し、農業後継者の花嫁対策を推進
- ⑤ 北海道就農計画に認定された新規就農者に対する支援
- ⑥ 地域おこし協力隊の受入れ
- ⑦ クリーン農業の推進
- ⑧ 軽種馬経営構造改革の推進
- ⑨ ホッカイドウ競馬の活性化

イ 林業

- ① 森林整備の推進

ウ 漁業

- ① 資源管理型漁業の推進

- ② 漁場環境の保全
- ③ 漁業用施設の整備
- ④ 後継者及び担い手の確保

エ 商工業

- ① 商業関連施策の充実
- ② 特産品の開発
- ③ 企業誘致の推進

オ 観光業

- ① 特色あるイベントの開催
- ② 自然環境を活かした観光の推進
- ③ 日高国際スキー場による雇用の確保及び冬期間の交流人口の拡大
- ④ 日高国際スキー場施設整備（リフト、圧雪車、降雪機等）
- ⑤ 競馬場を活かした観光の推進
- ⑥ 広域交流施設の充実
- ⑦ ひだか高原荘の施設整備
- ⑧ 地域おこし協力隊の受入れ
- ⑨ 門別温泉とねっこの湯の施設整備

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	林業	未来につなぐ森づくり推進事業	町	
		森林環境保全整備事業	町	
		民有林造林奨励事業補助	町	
	(2) 漁港施設			
		水産生産基盤整備事業	漁組	
	(4) 地場産業の 振興			
	加工施設	漁業用施設設置助成事業	漁組	
	(9) 観光又はレクリ エーション			
		イベント開催費助成金 樹魂まつり、ししゃも祭り	町	

	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	ひだか高原荘長寿命化事業	町	
		門別温泉とねっこの湯施設改修事業	町	
		新規就農促進対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農地取得や機械整備、家畜購入など農業経営費等の助成により、新規就農者を確保し、地域農業の活性化を図ることができる。	町	
		後継者対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農業体験、農業青年交流会等の開催費を助成することにより、農業後継者不足の解消を図ることができる。	協議会	
		シシャモ資源増大対策事業 シシャモ資源の安定的な漁獲水準を維持するため、シシャモの繁殖・保護に対し助成を行うことにより、シシャモ資源の維持・増大につなげる。	漁組	
		ホッキ稚貝購入事業 ホッキの安定的な漁獲水準を維持するため、稚貝の購入・放流を行うことにより、漁場の拡大及び資源の増大につなげる。	漁組	
		ヒトデ駆除助成事業 ヒトデによる被害を解消するため、ヒトデ駆除に対して助成を行うことにより、安定的な漁業振興を図ることができる。	漁組	
		水産系残滓処理助成事業 水産系残滓物処理による漁業経営の圧迫を解消するため、処理事業に対し助成を行うことにより、漁業経営の安定を図ることができる。	漁組	
		(11) その他		
			ホッカイドウ競馬売上増進対策補助事業	町

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
日高町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 観光業

【スポーツ・レクリエーション系施設の方針】

- ① 基本的には現状を維持するが、利用者の減少や大規模な改修等の必要が生じた施設については、統廃合について検討。
- ② 管理業務を委託している団体や利用者・地域住民の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行う。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

当町では、門別地域の山間部及び日高地域が難視聴区域である。平成23年7月のデジタル放送移行にともない、中継局2カ所、共同受信施設13カ所の整備を進めたほか、難視聴区域の解消に努めてきたが、情報技術の進歩により既存ケーブルの製造が中止となり、改修ケーブルの確保が難しくなっているため、新たに光ケーブル化に施設を更新していく必要がある。

また、携帯電話やインターネットが普及し、データ通信手段や災害・緊急時の通信手段として町民の生活に必要不可欠なものとなっている。

一部の市街地においては、光回線サービスが提供されているが、他の市街地、山間部や居住世帯の少ない地域では民間企業の採算性や交換局からの距離等の問題から、光回線サービス未提供エリアがあるため、GIGAスクールや5Gなど更なる情報通信ネットワーク構築に対応していくため光回線サービスエリアの拡大が急務となっている。

門別地域は、海岸線と各河川沿いに集落が分散し形成されていることから、各地区に防災行政無線が設置され、災害時や緊急時の連絡など、その効果が発揮され、施設の更新に併せてデジタル化を進めてきたが、今後も引き続き施設の維持、活用を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 地域公共ネットワークの充実
- ② 防災行政無線の充実

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設			
	その他	高度無線環境整備推進事業	NTT	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業			
	その他	高度無線加入促進助成事業	町	

		光回線サービス加入に対し助成することにより、地域間での情報格差の解消を図ることができる。		
--	--	--	--	--

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

当町の基幹道路は、門別地域を横断する国道 235 号、2 地域を結び、町を縦貫する国道 237 号、日高地域を横断する国道 274 号の 3 路線、これに接続する道道 6 路線である。

門別地域では国道 235 号と国道 237 号、日高地域では国道 237 号と国道 274 号が交差しており、道内における交通の要衝地となっている。また、町民の生活や産業活動に必要な町道の改良率は 79.1%、舗装率 69.9%であり、今後においても計画的な整備を進めるとともに、市街地整備と併せて計画的な道路網の見直しや生活関連道路・交通安全整備が必要となっている。

イ 橋りょう

当町が管理する橋梁は現在、174 橋あり、このうち建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は 21%あり、30 年以上経過する橋梁が半数以上を占める。

今後 20 年後には建設後 50 年を超える橋梁が 66%に達し、急速に高齢化橋梁が増大する。

このような背景から、今後、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに要する経費に対し、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠である。

ウ 交通

当町では、平成 27 年 1 月の高波等により被災した J R 日高線（鷓川・様似間）が令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止となった。令和 3 年 4 月 1 日から新たなダイヤや路線による日高広域交通バス運行が始まり、公共交通機関は民間バス 50 路線、町営バス 3 路線、デマンドバス 6 路線が運行され、いずれも通学や通院、買物などにおいて重要な役割を果たしている。

新たな日高広域交通バス運行は、最も利用の多い通学や通院に配慮したルートや時間帯を設定し、苫小牧までの直行便を多く設定するなど利便性の向上にも繋がっている。

しかし、人口の減少により輸送需要が大きく減少し、公共交通機関の経営状況は非常に厳しい状況となっており、経営支援を行うことでバス路線が維持されている。

公共交通機関は、学生や高齢者などの交通弱者にとって、日常生活には欠かせない交通手段となっているが、高齢化の進展や社会構造の変化など将来需要に対応した運行方法が求められ、町営バスの運行経費削減等が大きな課題となっているため、利用実態や収支状況などを把握しながら地域公共交通のあり方について検討している。

(2) その対策

ア 道路

① 広域道路網の整備促進要請

② 国道・道道の整備及び安全対策要請

③ 町道の整備・維持管理の充実（令和3年度から令和12年度の計画に基づき損傷状況や重要度により優先度評価により決定した舗装修繕を行う）

イ 橋りょう

① 橋梁の点検・維持管理

ウ 交通確保対策

① 公共交通の維持・充実

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	町道新設改良工事 改良、舗装、用地測量	町		
		富川西5号線道路改良舗装工事 L=1,700m	町		
		厚賀22号線道路改良舗装工事 L=170m	町		
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 橋梁補修、補修設計	町		
		(2)農道			
	道営農地整備事業（富川東福満第2地区） 農道整備 L=3,120m	道			
		道営農地整備事業（富川東福満第3地区） 農道整備 L=439m	道		
	(9)過疎地域持続 的発展特別事 業	橋りょう	橋梁長寿命化事業 国土交通省道路局が策定した道路橋定期 点検要領に基づいて点検を実施し、橋梁の 損傷を早期に把握する。	町	
		公共交通	町営バス等運行事業 町営バス等地域交通環境の整備、民間バ ス運行への助成をすることにより、地域住 民の日常生活にかかせない交通手段を確保 することができる。	町	
	その他	温泉バス運行事業 健康増進センターにおいて送迎バスを運 行することにより、地域住民の移動手段の 確保及び健康の増進を図ることができる。	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 道路

【舗装個別施設計画による方針】

道路の重要度に応じた管理区分を設定し、次の区分により対応する。

① 予防保全型管理

大型車両の交通量が比較的多い路線は、点検結果による現状の評価に加え、舗装の健全度の将来予測とライフサイクルコストを考慮した対策を施す計画的な維持修繕を基本とした管理を行う。また、局所的な損傷箇所については、職員による日常パトロールや住民からの提供情報等を基に対策を実施する。

② 事後保全型管理

大型車両の交通量が比較的少ない路線は、点検結果による現状の評価に基づき、事故防止と舗装の延命化を図る観点から対症療法的な修繕を行う。

【道路橋個別施設計画による方針】

健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

詳細点検結果に基づく橋梁の健全度把握及び損傷状況に応じた橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行うとともに、点検・設計・修繕等の事業実施にあたっては、新技術又は新材料の活用を検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこととする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

安心・安全な水の安定供給のため、水源の確保や水道施設の適正な維持管理に努めてきた。

また、地震や災害時に安定した水の供給を確保するため、老朽管の計画的な更新を実施し、有収率の向上に努め、経営の健全化に努めている。

日高地域は、パンケヌーシ川の浅層地下水及びホロカワウッシュャップ川の表流水を水源として良質で豊富な水が取水できているが、浄水場の老朽化が著しく、計画的な浄水場の更新が必要となっている。また、効率性の良い水づくりとランニングコストの削減が必要となっていることから、老朽管の計画的な更新を行い、有収率の向上に努める必要がある。

門別地域は、沙流川の伏流水を水源として、第1水源井戸から良質な水が取水できているものの、井戸の老朽化により渇水期には井戸水位の低下が著しく、安定した取水量の確保が困難となっていることから、将来にわたり安定した水量を確保するため、新たな水源開発と浄水処理施設の整備が必要である。

イ 下水道施設

門別地域は昭和63年、日高地域は平成7年に下水道の供用を開始するなど、污水管整備を中心に下水道事業を推進してきた。令和2年3月現在の水洗化率は67.7%で、町民の生活に欠かせないライフラインとなっているだけでなく、家庭からの汚水を浄化し、良好な水質で河川や海に放流しており、公共水域の水質保全に寄与している。また、市街地において、台風等の大雨に

よる家屋の床下・床上浸水被害や道路冠水などによる交通障害が発生していることから、雨水管整備による浸水防止に取り組んでいる。

今後は、さらなる下水道の普及及び水洗化率の向上に努めるとともに、放流水の水質を安定的・永続的に確保するため、浄化センター等の長寿命化を計画的に実施する必要がある。また、浸水防止地域の拡大を図るため、雨水管の計画的な整備が必要である。

ウ 廃棄物処理施設

当町は、平取町外 2 町衛生施設組合に加入しており、適切なおみ処理に努めてきたが、ごみの増加とプラスチック製廃棄物の増加に伴う焼却ごみの高カロリー化による運転負荷の増加、破碎残渣の処理が課題となっており、環境省の提言「3 R」の実現に向けたごみの減量化や再活用、適正処理などを促進するとともに、地域が一体となったりサイクル社会の構築が必要である。

墓地については、旭ヶ丘霊園と日高霊園のほか 25 ヲ所が整備されている。また、火葬場についても施設の老朽化が進んでおり、施設の適切な管理を行うとともに、改築等に向けた検討が必要となっている。このほか、下水道処理区域外の生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理の整備が必要である。

エ 消防施設

昭和 48 年に平取町とともに日高西部消防組合を組織し、住民の生命、財産を災害や火災などから守り、生活の安全を確保するため、広域的に取り組んできたところである。平成 15 年の豪雨災害や平成 18 年集中豪雨に加え、近年の局地的なゲリラ豪雨の発生など、災害の形態も複雑多様化し、大規模化する傾向にある。当町の幹線交通路となっている国道 235 号・237 号・274 号線に加え、高規格道路日高自動車道の開通による観光・輸送車両等の交通量の増加に伴い、交通災害の発生する危険性が增大している。

高度な救急処置を必要とする救急業務も年々増加しており、高齢化や社会情勢の変化に伴い、複雑かつ多様化する事故等に対応できる救急業務の高度化が必要となっている。また、災害対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、消防施設の高度化や設備の充実が必要となっている。

富川地区においては、平成 27 年度に老朽化した消防署庁舎を改築し、災害時には地域住民の一時避難所となるなど、災害対策の拠点となる新庁舎が完成した。また、新庁舎とともに新たに整備された訓練塔を活用した救助訓練の実施等により、救急業務の技術向上が期待されている。

オ 公営住宅

令和 3 年 3 月現在、町営住宅 30 団地を有し、住居の安定と居住水準の向上のため、住宅に困窮する世帯に対し低廉な家賃により賃貸している。平成 21 年度に「日高町住宅マスタープラン」を策定したところであり、安心して快適な生活環境を確保し、住みよいまちづくりを目的として、社会情勢の変化や少子高齢化など、多様化する居住ニーズに対応した住宅の供給を推進する。

今後も、少子高齢化社会や核家族化の進行などを視野に入れた住宅需要の的確な把握に努め、入居者や入居希望者のニーズにあった住宅の建設・整備や地域性にあった住宅の建設が求められている。また、現在入居している住宅の中には耐用年数が経過している団地もあり、良好な居住環境を維持するため、適切な建替や改修が必要となっている。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 簡易水道施設・設備の維持・充実
- ② 上水道施設・設備の維持・充実
- ③ 安全で良質な水の確保

イ 下水道施設

- ① 下水道施設・設備の維持・充実
(ア)浄化センターの維持・充実、ストックマネジメント計画実施

ウ 廃棄物処理施設

- ① 一般廃棄物の適正処理
- ② 資源リサイクルの推進

エ 消防施設

- ① 消防施設・設備の維持・充実

オ 公営住宅

- ① 公営住宅の整備促進

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道管敷設 老朽管更新、水道管整備	町	
		重要給水施設配水管整備事業(門別地区)	町	
		水道未普及地域解消事業(門別地区)	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	汚水管整備事業、汚水柵設置等 富川、門別本町地区、日高地区	町	
		浄化センターストックマネジメント計画実施 富川、門別本町、日高	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水資源循環統合事業 新築住宅汚水柵設置等	町	
		農業集落排水資源循環統合事業 厚賀浄化センター機能強化対策実施	町	
	(5)消防施設			
		消防車両購入事業 水槽付消防ポンプ自動車	消防組合	

		救助資機材購入事業	消防組合	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅整備事業 新栄団地	町	
		公営住宅整備事業 表町団地	町	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事 業			
	防災・防犯	街路灯設置運営費補助事業 街路灯の設置及び維持管理を促進するた め事業経費を助成し、将来にわたる明るい生 活環境、安心安全な町づくりにつなげる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 水道施設

【上水道・簡易水道の方針】

①設置（数量）について

効率的な管路網の構築に向け、町内各地域の居住環境の変化などに留意し、必要性和効率性を慎重に検討した上で、老朽化した配水管路や施設の維持整備を引き続き行う。

②管理運営（品質）について

水道サービスの安定性確保と、安心安全な水の供給を図るため、施設の長寿命化を進める。敷設後相当年が経過し老朽化した水道管や設備の計画的な更新、施設・維持管理機器などの整備を行う。漏水調査を引き続き行う。水源汚染事故防止や濁水、災害時の安定供給に向けての対策を引き続き進める。

③コストについて

施設管理の効率化と管路材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。法規などの弾力的な運用に努め、適正な事業規模・経済性を考慮した適切な管路整備を行う。

イ 下水処理施設

【下水道等の方針】

①設置（数量）について

町の健全な発展と快適な生活環境の実現のため、効率的な整備拡充を行う。

②管理運営（品質）について

安定的な汚水処理を図るため、管路の更新や埋設、施設・機器の計画的な更新及び長寿命化を進める。浄化センターについては、汚水処理能力の確保のため、長寿命化計画や最適化整備構想に基づき引き続き改築・更新を進める。適正な維持管理を目指し、効率的な包括委託の実施を検討する。

③コストについて

施設管理の効率化と管路材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。法規などの弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路並びに施設管理を行う。

ウ 公営住宅

【公営住宅等の方針】

①施設の設置（数量）について

公適借家の計画的な建替や改修を進め、居住ニーズに即した計画的な住環境の整備に努める。また、住宅に困窮する世帯に対して低廉な家賃で住宅を供給し、町民の生活の安定を図る。

②施設の管理運営（品質）について

「日高町公営住宅等長寿命化計画」を基に長寿命化のための維持管理を最優先に、改善事業（安全性確保型・長寿命化型）及び修繕対応を実施する。長寿命化のための維持管理に関しては、ライフサイクルコスト縮減のため、住棟・住戸に応じた予防保全的な修繕並びに点検を計画的に行うことにより、安全性を確保する。

建替や改善・修繕の実施計画に当たっては、入居者との合意形成に努めるほか、居住ニーズに即した住宅を供給し、町民生活の安定に寄与する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

母親教室や健診、家庭訪問などによる保健サービスを実施するとともに、放課後児童クラブ、学童保育、一時保育など多様な保育サービスの実施や子育て支援センターの整備、妊婦健診の負担軽減、エンゼル祝金の支給などの子育て支援体制の充実に努めてきたところである。また、令和3年3月現在、保育所4ヵ所が運営されている。

今後は、子育てサークルへの支援や子育て支援センターを拠点とした子育てネットワークの形成、親の育児不安の解消に向けた支援体制の充実などの対策が求められているとともに、大人からの視点だけではなく、子ども達の視点に立った健やかにたくましく育つ環境づくりが求められている。また、少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化が進み、今までの取り組みでは対応できないことから、幼稚園・保育所における教育・保育・子育て支援の総合的な子育て環境づくりが必要となっている。

また、住民が希望するサービスを利用できるよう近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行う。特に市町村域を超えたサービスの利用や複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていく必要がある。

イ 高齢者等の保健・福祉

当町の高齢者比率は、平成27年国勢調査において32.0%となっている。全道の29.1%を上回っており、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯の増加、介護等を必要とする世帯が増加している状況にあり、調整済認定率については、令和元年度現在全国・全道の数値よりも高く19.0%となっている。「日高町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画」では、令和2年度現在21.4%である要介護認定率は令和7年度で23.1%、令和22年度で27.7%に上昇すると推計されていることに伴い、各種サービス量及び事業費も上昇すると見込まれている。

町内には特別養護老人ホームや介護老人保健施設を始めとする介護保険施設や事業所、生活支援ハウスやグループホーム等の福祉施設があり、要介護老人等に対する援助を行っているほか、独居老人に対する緊急通報システムの設置や高齢者バスなどの老人福祉対策を行っている。

また、健康づくり教室や介護予防事業の実施、健康増進センター門別とねっこ館での運動教室などの健康づくり対策を実施するとともに、各種検診等の予防事業、健康相談、栄養相談や家庭訪問などの保健活動を実施している。

今後、高齢者が安心して暮らすためには、介護保険サービスの必要量と質の確保に努めるとともに、介護予防事業や生活支援事業などの高齢者福祉サービスの充実、生きがい活動や就労機会の確保への支援、高齢化社会に対応した居住場所の整備が求められている。また、老人福祉施設の適切な維持管理が必要となっている。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ① 子育て環境の充実
- ② 子育て支援サービスの充実

イ 高齢者等の保健・福祉

- ① 介護予防・生活支援の充実
- ② 生きがい対策の充実
- ③ 高齢者福祉施設・設備の充実
- ④ 保健サービスの充実
- ⑤ とねっこ館運動指導事業により、高齢者等の健康増進を推進する。
- ⑥ 特定健康診査受診率向上（令和元年度 28.1%を毎年度 1.5%ずつ上昇）
- ⑦ 特定保健指導実施率向上（令和元年度 37.3%を毎年度 2%ずつ上昇）

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所新築事業	町	
	(2) 認定こども園	認定こども園建設事業	民間団体	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事 業 児童福祉	ひとり親等医療費助成事業 ひとり親世帯に対し医療費の一部を助成 することにより、安心して子育てのできる 環境の整備につなげる。	町	
		乳幼児等医療費助成事業 医療費の一部を助成することにより疾病 の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児等 の保健の向上と福祉の増進を図ることが できる。	町	
		学校給食運営・無償化事業 給食費の無償化により、子育て支援体制 の充実を図る。	町	
	高齢者・障害者福祉	とねっこ館運動指導事業 高齢者が自立し安心して暮らせるよう健 康運動指導士による健康増進・介護予防プ ログラムを実施し、高齢者等の健康増進に つなげる。	町	
		重度心身障害者等ハイヤー料金助成事業 身体障害者等に対してハイヤー料金の一 部を助成することにより、障害者の生活圏 の拡大と福祉の増進を図ることができる。	町	
		高齢者バス運行事業 乗車証を交付し、多年にわたり社会の発 展に寄与してきた高齢者を敬愛し、高齢者 の社会参加を促進し、もって福祉の増進を 図ることができる。	町	
		ワクチン接種費用助成事業 高齢者肺炎球菌や風疹等のワクチン接種 に対し助成を行うことにより、高齢者等の	町	

		保健の向上と福祉の増進を図ることができる。		
	その他	インフルエンザ予防接種無料化事業 インフルエンザ予防接種に対し助成を行うことにより、住民の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
		少子化対策事業 不妊治療や妊産婦への検査等助成、エンゼル祝金を扶助し少子化対策を図ることができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 子育て環境の確保

【子育て支援施設の方針】

- ① 基本的に現状を維持するが、耐震診断の結果、建替が必要な施設については順次対応。
- ② 各施設の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行う。

保育所については、老朽化率が100%を越えている施設もあることから、地域の実情に応じ順次建替る必要がある。

イ 高齢者等の保健・福祉

【保健・福祉施設の方針】

- ① 基本的に現状を維持。
- ② 施設管理者及び利用者と協力し、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

令和3年3月現在、門別地域には門別国保病院及び富川国保診療所のほか民間医療機関が2カ所、日高地域には日高国保診療所のみで、歯科診療所は門別地域に5カ所、日高地域に1カ所となっており、町民にとって必要不可欠なものとなっている。町立国保病院及び診療所では、平成20年度から寝たきりや通院が困難な方に対し、在宅診療を実施している。しかし、手術などの高度医療については、近隣の苫小牧市や札幌市、富良野市などの専門病院に依存している。また、休日・夜間の救急患者に対して24時間体制で患者の状況に合わせ処置を行うとともに、総合病院等への搬送により対応している。このような中、医療法の改正や診療報酬の改定などの影響で、町立国保病院の経営状況は非常に厳しいものとなっている。

今後、医療人材の確保や外来診療・訪問診療・人工透析を中心とした医療を展開するとともに、病院経営の健全化に向けた病院長や経営責任者の業務運営や業務改善をリードする指導力が求められている。また、町立国保病院及び診療所施設の適切な維持管理と設備の整備等が必要となっている。

(2) その対策

- ① 病院・診療所施設・設備の維持管理
- ② 病院経営の健全化

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	病院医療機器等更新事業 電話機器・ナースコール、透析機器、空調 監視装置、X線投影装置、電子カルテシステ ム、調剤支援システム、内視鏡システム更 新、超音波画像診断装置更新等	町	
		医師住宅建設事業	町	
	診療所	日高診療所医療機器更新事業 電子カルテ	町	
		介護老人保健施設	愛生苑医療機器等更新事業 車椅子式入浴装置	町
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事 業			
	自治体病院	病院医療確保事業 診療所等の医師の確保や代診医の派遣等 を行い、地域医療の安定的な運営による地 域住民の医療の確保につなげる	町	
	その他	じん臓機能障害者移送サービス事業 移送サービスを行うことにより、じん臓 機能障害者の交通手段の確保及び家計圧迫 の抑制を図ることができる。	町	
		じん臓機能障害者交通費助成事業 交通費の助成を行うことにより、じん臓 機能障害者の交通手段の確保及び家計圧迫 の抑制を図ることができる。	町	
		重度心身障害者医療費助成事業 重度心身障害者に対し費用の一部を助成 することにより、障害者の生活圏の拡大と 福祉の増進を図ることができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【医療施設の方針】

- ① 基本的に現状を維持。
- ② 施設管理者及び利用者と協力し、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

学校・地域・家庭が連携を図りながら、次代を担う人材育成のための環境づくりに取り組んできたが、少子化と過疎化の急速な進行に伴い統廃合が進められ、現在、小学校4校、中学校4校となっている。また、高等学校は道立富川高等学校と町立日高高等学校の2校があり、日高高校においては、町教育委員会が主催する産業学習事業と連携した学校運営を行っている。

今後の急速な教育改革に伴い、社会変化に対応できる「学校力」が問われており、これまで以上に家庭や地域と密接な連携を図りながら、特色ある学校経営、開かれた学校づくりへの取り組みが求められている。また、障がいのあるすべての児童生徒への特別支援教育の支援体制の確立が必要となっている。このほか、学校給食の充実による食育の推進や良好な教育環境を維持する

ため、附属設備や関連施設の計画的な改修・更新が必要である。

イ 社会教育

これまで自分の人生を楽しく豊かにするため、本人の自由意志に基づき、生涯にわたって行う学習活動として、高齢者大学や青少年体験活動事業など、社会教育・生涯学習の充実に取り組んできた。

今後も、生涯学習社会の実現をめざして、家庭や学校などの各関係機関、各種社会教育団体等が連携し、人材育成をはじめとした様々な学習のための条件整備が必要となっている。

また、当町が持つ豊かな自然や歴史・文化といった特性を活かした学習活動や芸術文化、スポーツ活動などを通じて、社会の要請と町民ニーズの双方に対応した学習機会の提供や施設整備などが必要となっている。

ウ スポーツ

少子高齢化社会などの社会情勢の変化に伴い社会環境や生活環境が大きく変化しており、町民のスポーツに対する意識、ライフスタイルは変化し、旧来型の仕組みでは十分に対応することができない状況となっている。このため、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる社会をつくるためには、時代の変化に対応した新たなスポーツ振興の考え方や仕組みづくりが求められている。

スポーツセンターなどの体育関連施設を整備するとともに、健康づくりやスポーツ振興の気運を幅広く町民に浸透させるため、各体育団体やスポーツ少年団、自治会、スポーツ指導員等との連携により、スポーツ大会やスポーツ教室など、各種体育事業の実施に努めている。また、富川南西地区及び日高地区に総合型地域スポーツクラブが設立され、地域が一体となった体育事業や交流会事業などが展開されている。

今後は、各体育団体やスポーツクラブの育成はもちろんのこと、減少傾向にあるスポーツ人口の拡大に向けた取り組みや環境づくりが求められている。また、いつでもスポーツを楽しめる体育関連施設の計画的な整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 学校教育関連施設・設備の充実
- ② 食育や特別支援教育などの充実

イ 社会教育

- ① 生涯学習基盤の整備・充実
- ② 社会教育プログラムの充実
- ③ 団体や指導者の育成支援

ウ スポーツ

- ① 団体や指導者の育成支援
- ② 体育関連施設の整備

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校大規模改修事業	町	
		小中学校改築事業	町	
	水泳プール	小学校プール更新事業 日高小、門別小、厚賀小	町	
	教職員住宅	教職員住宅建替事業	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	スクールバス運行事業 児童生徒の安定的な教育環境の確保のため、スクールバスの運行を行い学校教育の更なる振興につなげる。	町	
	(5)その他			
		各種団体補助等	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 学校教育

【学校教育系施設の方針】

- ① 基本的に現状を維持。
- ② 各学校の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行う。

イ 社会教育

【社会教育系施設の方針】

- ① 基本的に現状を維持。
- ② 管理者・委託者と協力し、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行い、資料の整理や展示の工夫など、効率的な運用に務める。

【スポーツ・レクリエーション系施設の方針】

- ① 基本的には現状を維持するが、利用者の減少や大規模な改修等の必要が生じた施設については、統廃合について検討。
- ② 管理業務を委託している団体や利用者・地域住民の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行う。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしている。当町には、比較的規模の大きな集落がある一方、小規模な集落が数多く散在しており、道路、電気、水道及び集会所等が整備され、また、テレビ難視聴地区もほぼ解消されているが、少子化の進行や若年層の人口流出により急速な高齢化が進み、需要の縮小、購買力の低下などが予想され、地域の活力が著しく低下することが懸念される。

このため、移住・定住対策として日高地域では、平成 17 年度以降生活体験モデルハウスを整備し、生活体験事業や見学会などを実施し、門別地域では平成 22 年度以降移住・定住者向けの宅地造成（24 区画）を行った。今後は、移住・定住希望者への積極的な情報提供が必要となっている。また、地域おこし協力隊の受入れや新規就農者への支援などによる地域を支える人材の確保や交流機会の拡充などの集落対策が必要である。

(2) その対策

- ① 移住・定住対策の推進（生活体験モデルハウスの整備）
- ② 地域おこし協力隊の受入れ

(3) 計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集 落再編整備			
		日高地区移住促進事業 生活体験モデルハウス整備	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【行政系施設の方針】

- ① 基本的に現状を維持するが、老朽化の進んでいる施設については、統廃合を検討する。
- ② 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本として、利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基にした維持管理を行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

当町には、アイヌ文化をはじめ、木遣り、山岳太鼓、ほたる太鼓など数多くの地域文化がある。また、文化団体への支援や芸術鑑賞会など地域文化の振興に努めている。

今後も、行政や文化団体等が連携を一層深め、美術や音楽、演劇、舞踊などの創作・発表活動への支援や発表の場の提供など、文化活動への参加機会の充実を図るとともに、展覧会や公演等に接する機会の拡充や文化施設及び文化事業に関する情報の積極的な提供、豊かな自然環境を未来に引き継ぐための学習機会の充実や提供など、町民の自主的な活動を一層活発に展開する必要がある。

(2) その対策

- ① 芸術・文化の振興

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(3)その他			
		芸術鑑賞事業	町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

町内における再生可能エネルギーは、法人及び個人での太陽光発電の設置が年々進んでおり、個人宅での設置については助成制度を設けている。また、民間事業者によるバイオマス事業も実施されている。

北海道が目指す「ゼロカーボン北海道」の実現のため、町民一人ひとりの意識を変える必要がある。

(2) その対策

① 再生可能エネルギー利用の推進

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	(3)その他			
		住宅用太陽光発電システム設置補助事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	新規就農促進対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農地取得や機械整備、家畜購入など農業経営費等の助成により、新規就農者を確保し、地域農業の活性化を図ることができる。	町	
		後継者対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農業体験、農業青年交流会等の開催費を助成することにより、農業後継者不足の解消を図ることができる。	協議会	
		シシヤモ資源増大対策事業 シシヤモ資源の安定的な漁獲水準を維持するため、シシヤモの繁殖・保護に対し助成を行うことにより、シシヤモ資源の維持・増大につなげる。	漁組	
		ホッキ稚貝購入事業 ホッキの安定的な漁獲水準を維持するため、稚貝の購入・放流を行うことにより、漁場の拡大及び資源の増大につなげる。	漁組	
		ヒトデ駆除助成事業 ヒトデによる被害を解消するため、ヒトデ駆除に対して助成を行うことにより、安定的な漁業振興を図ることができる。	漁組	
		水産系残滓処理助成事業 水産系残滓物処理による漁業経営の圧迫を解消するため、処理事業に対し助成を行うことにより、漁業経営の安定を図ることができる。	漁組	
		3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	高度無線加入促進助成事業 光回線サービス加入に対し助成することにより、地域間での情報格差の解消を図ることができる。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 国土交通省道路局が策定した道路橋定期点検要領に基づいて点検を実施し、橋梁の損傷を早期に把握する。	町	
	公共交通	町営バス等運行事業 町営バス等地域交通環境の整備、民間バス運行への助成をすることにより、地域住民の日常生活にかかせない交通手段を確保することができる。	町	

	その他	温泉バス運行事業 健康増進センターにおいて送迎バスを運行することにより、地域住民の移動手段の確保及び健康の増進を図ることができる。	町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯			
		街路灯設置運営費補助事業 街路灯の設置及び維持管理を促進するため事業経費を助成し、将来にわたる明るい生活環境、安心安全な町づくりにつなげる。	組合	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 その他			
		ひとり親等医療費助成事業 ひとり親世帯に対し医療費の一部を助成することにより、安心して子育てのできる環境の整備につなげる。	町	
		乳幼児等医療費助成事業 医療費の一部を助成することにより疾病の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
		学校給食運営・無償化事業 給食費の無償化により、子育て支援体制の充実を図る。	町	
		とねっこ館運動指導事業 高齢者が自立し安心して暮らせるよう健康運動指導士による健康増進・介護予防プログラムを実施し、高齢者等の健康増進につなげる。	町	
		重度心身障害者等ハイヤー料金助成事業 身体障害者等に対してハイヤー料金の一部を助成することにより、障害者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることができる。	町	
		高齢者バス運行事業 乗車証を交付し、多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、高齢者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることができる。	町	
		ワクチン接種費用助成事業 高齢者肺炎球菌や風疹等のワクチン接種に対し助成を行うことにより、高齢者等の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
		インフルエンザ予防接種無料化事業 インフルエンザ予防接種に対し助成を行うことにより、住民の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
		少子化対策事業 不妊治療や妊産婦への検査等助成、エンゼル祝金を扶助し少子化対策を図ることができる。	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			

	自治体病院	病院医療確保事業 診療所等の医師の確保や代診医の派遣等を行い、地域医療の安定的な運営による地域住民の医療の確保につなげる。	町	
	その他	じん臓機能障害者移送サービス事業 移送サービスを行うことにより、じん臓機能障害者の交通手段の確保及び家計圧迫の抑制を図ることができる。	町	
		じん臓機能障害者交通費助成事業 交通費の助成を行うことにより、じん臓機能障害者の交通手段の確保及び家計圧迫の抑制を図ることができる。	町	
		重度心身障害者医療費助成事業 重度心身障害者に対し費用の一部を助成することにより、障害者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることができる。	町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	スクールバス運行事業 児童生徒の安定的な教育環境の確保のため、スクールバスの運行を行い学校教育の更なる振興につなげる。	町	